

※平成 26 年 11 月 18 日時点案

仙台市震災復興メモリアル等検討委員会報告書(案)

～東日本大震災の経験を未来へ、世界へ、つなぐ提言～

仙台市震災復興メモリアル等検討委員会

平成 26 年 12 月

<本報告書で使用している用語の定義>

- アーカイブ : 様々な記録や資料などをまとめて保存することや、そういった資料群。
- 居久根 (いぐね) : 屋敷林と同じ意味で、屋敷の周りを囲む樹林のことを言う。冬の北西風を防ぎ、かつては、建築材・燃料・食糧の調達など、生活に深い関わりを持ち、屋敷の目隠しの役割も果たしていた。
- みどり : 樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花など。
(仙台しみどりの基本計画 2012-2020 より)

目 次

はじめに	1
仙台市震災復興メモリアル等検討委員会設置について	2
1. 総論	3
1-1 震災復興メモリアルに込める願い（基本理念）	3
1-2 震災の経験をつなぐ6つの取組み	4
1-3 2拠点での展開による事業の推進	5
1-4 協働による事業推進	5
2. 具体内容	6
2-1 6つの取組みの方向性	6
東部地域におけるみどりの再生	6
貞山運河の保全再生と利活用	7
モニュメントの整備と遺構による記憶の継承	8
市民力によるアーカイブの整備と利活用	9
文化・芸術の力を復興に活かす	10
知り学ぶ機会の創造による人育て（仮）	11
2-2 中心部・沿岸部、2拠点での展開	12
2-3 協働による事業推進	15
参考資料	16
東日本大震災の被害状況等について	16
仙台市震災復興メモリアル等検討委員会 委員名簿	18
仙台市震災復興メモリアル等検討委員会 開催日程	19

<本報告書の構成 概念図>



はじめに（宮原委員長 第9回委員会後執筆予定）

仙台市震災復興メモリアル等検討委員会

委員長 宮原 育子



仙台市震災復興メモリアル等検討委員会設置について（作成中）

仙台市 復興事業局 震災復興室

● 仙台市震災復興メモリアル等検討委員会設置の経緯

東日本大震災から2年4か月を迎えようとしていた平成25年7月2日に、一回目の検討委員会を開催しました。

それまでの間、被災された方々の住まいや生活の再建を最優先に復興事業を進めておりましたが、市民の皆さまの努力、また国内外からのたくさんの支援などのおかげで、事業の進捗が具体的に見え始めた時期でした。

震災で犠牲になられた方々を悼む気持ちや、失われた故郷に対する思い、震災から我々が得た教訓などを今後どのように共有し、伝えていくか。そのような課題にもようやく本格的に向き合えるようになった時期でもありました。

震災復興メモリアルに関する事業は、仙台市震災復興計画（平成23年11月策定）に掲げた10の「100万人の復興プロジェクト」のなかで位置付けており、可能なものから順次事業を実施しておりましたが、メモリアル事業を、全市的、全市民的な震災復興のシンボルとするため、そして世代が替わったときにも残るものとするため、改めて検討を深める必要があると判断しました。

そこで、有識者のご意見やアイデアを伺うために本委員会を設置しました。

委員には、学識者、既にNPO等において被災地域で精力的に活動されている方々のほか、次世代を担う若い世代の方々にもご就任いただきました。

● 本検討委員会・報告書の位置付け

本委員会は、行政計画を策定するための委員会とは異なり、各委員のご意見やアイデアを伺い、具体の施策に反映させるための委員会です。

そして、本報告書は約1年半10回にわたる委員会の議論の成果を、委員会としての提言の形でまとめていただいたものです。

1 総論

1-1 震災復興メモリアルに込める願い（基本理念）

ときへ せだい か さいがい いのち まも
時を経て 世代が替わっても 災害から 命を守るために
せんたいし めんひとり ひがしにほんだいしんさい けいけん
仙台市民一人ひとりが 東日本大震災の経験を
みらい せかい
未来へ 世界へ つなぐ

【基本理念】の説明-----

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、東北地方太平洋沖地震が発生しました。

地震による津波が仙台市沿岸部を襲い、多くの命を奪いました。

絶え間なく続く地震の揺れは、丘陵部の 5000 を越える宅地を破壊し、中心部のライフラインを寸断し、日々を恐怖と不安で覆い、復旧に苦難を強いました。

東日本大震災は、仙台市、東北地方、そして日本全体に大きな試練を与えたのです。

大切な人を失った悲しみ、不便な生活の苦しみにより、私たちの心は沈みました。

仙台らしい景色をつかってきた居久根や農地、松林や貞山運河、人々が暮らしてきた住まいや学校、街並みが失われ、私たちの故郷は傷つきました。

しかし、そのような中でも、身近な人とのつながりや国内外からのたくさんの支援、音楽・祭り・スポーツなどの文化・芸術の力で、私たちの希望は湧きました。

自然の営みは、私たちの普段の生活に無限の恩恵を与える一方で、まれに荒ぶり、地震、津波、台風、噴火などによって、苛烈な災禍をもたらします。

仙台市域もまた昔から繰り返し自然の猛威に直面してきました。しかし、いつも穏やかで豊かな仙台の自然はなかなかこのことを感じさせません。

1000 年前、400 年前の津波の記憶を残し、経験を伝承しようとした先人の努力があったにも関わらず、これまで私たちはそれを知らず、見くぶり、十分に備えきれていませんでした。

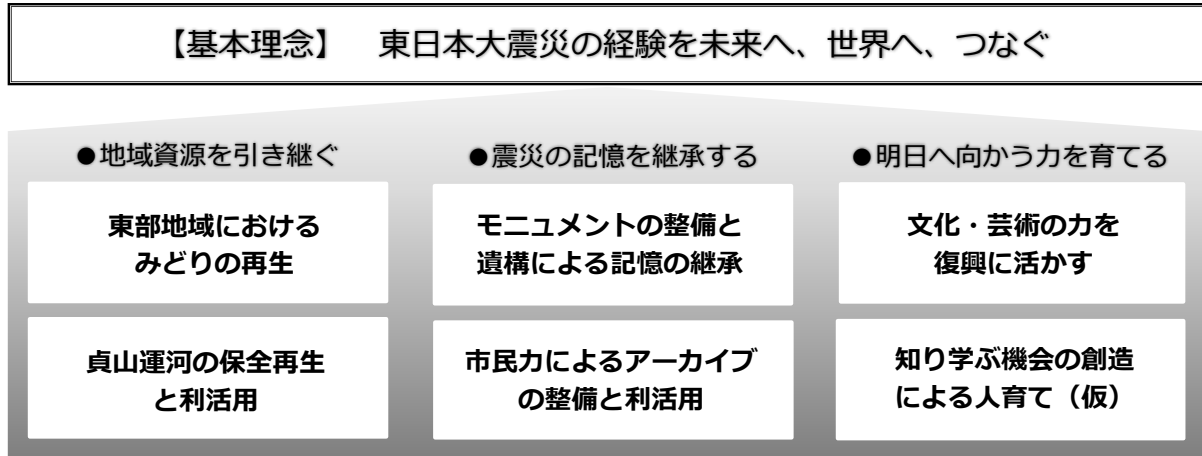
東日本大震災を機に、私たちはその反省の上に立たなければなりません。

どれほどの被害があったのか。どう助け合って乗り越えたのか。いかに復旧復興に取り組んでいるか。そこにどのような想いがあるのか……こうした東日本大震災の経験を、世代を超えて未来へ、空間を超えて世界へ、伝えていくことは私たちの責務です。それがこれから起こる災害に備え、命を守ることにつながるのですから。

そのために、仙台市民の一人ひとりが、東日本大震災の経験を記憶し、継承していくための活動や再生・創出されたものを、仙台市の「震災復興メモリアル」として大切に、犠牲になられた方々への哀悼と鎮魂、これからの世代の安全への祈念を込め続けながら、未来につないでいくことが必要なのです。

1 - 2 震災の経験をつなぐ6つの取組み

仙台市の「震災復興メモリアル」では、東日本大震災の経験をつないでいくために、具体的には下記の取組みが必要です。



<震災復興メモリアルとして取り組む意義>

● 地域資源を引き継ぐ

仙台藩の奨励により形成された沿岸部に広がる松林、仙台を特徴付ける居久根や農地、仙台北下の繁栄や近代化に大きな役割を果たした貞山運河。被害を受けた仙台固有の地域資源を復興のシンボルとして、見つめ直し、引き継いでいく必要があります。

● 震災の記憶を継承する

時を経ても、犠牲になられた方々や甚大な被害を受けた地域、自然現象による災害の脅威を忘れないようにするために、震災の記憶を継承することが必要です。

● 明日へ向かう力を育てる

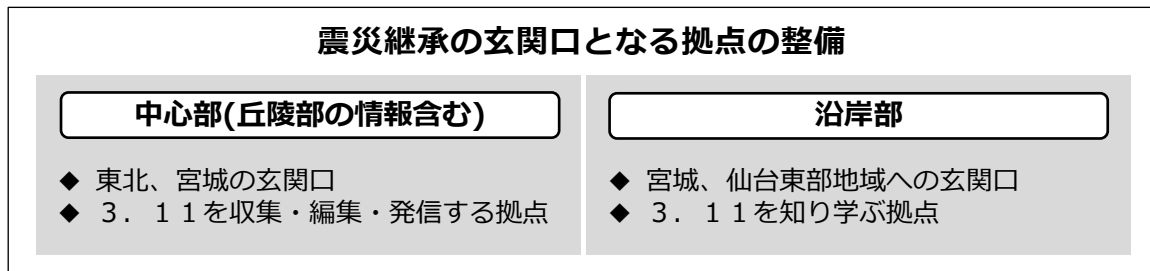
震災直後の、身近な人とのつながりや国内外からのたくさんの支援、文化・芸術などの力が、傷ついた私たちの心を勇気付けてくれました。また、自然現象や災害を正しく知り学ぶことが、自然とともに生き、これからの災害を乗り越える力になります。

1 - 3 2拠点での展開による事業の推進 ⇒詳細 P.12~14

震災復興メモリアル事業の実施にあたり、各取組みを有機的につなぎ、後世や域外の方々に伝えるために、仙台市では震災継承の玄関口となる拠点の整備が求められます。

利便性が良く人や情報が集まる仙台市中心部は「震災の経験を収集・編集・発信する拠点」として、津波により被災した沿岸部は「津波被災を受けた現地を訪れ震災の経験を知り学ぶ沿岸部回遊の拠点」とし、それぞれの場所の特性を生かしながら、2拠点での展開により事業を推進することが有効と考えます。

また東北の中心都市として、東北各地、宮城県沿岸部への訪問につなげる役割も重要です。

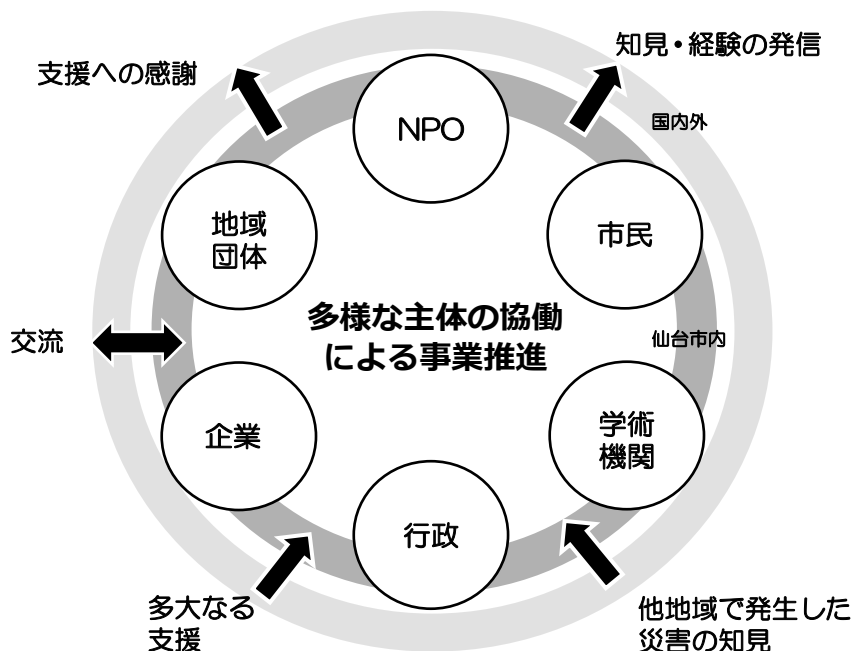


1 - 4 協働による事業推進 ⇒詳細 P.15

震災復興メモリアル事業の実現には、仙台市民の知恵や想いを結集することが不可欠です。

未来へつなぐ継続的な力とするために市民、地域団体、NPO、企業、学術機関、行政などの多様な主体による協働体制を整え、仙台市民一人ひとりが関わりながら事業を推進していく必要があります。

また、市内だけでなく国内外で将来発生が予想される災害への備えに役立つものとするために、知見・経験を広く発信し双方向に関わりながら事業を推進することが必要です。



2 ー 具体内容

2 ー 1 6つの取組みの方向性

東部地域におけるみどりの再生

被害を受けた仙台固有の地域資源を見つめ直し、引き継いでいく取組み

■ 背景

- ・田畑が広がる東部地域には、私たちの食を支え、土と共に生きてきた人々の生業がありました。そして仙台藩の奨励により形成された沿岸部に広がる松林。また、農家の生活とともに受け継がれてきた居久根。そこには、資源の地域内循環の工夫や暮らしの知恵がありました。
- ・海辺に近い干潟や海岸公園は、多くの市民が自然や水辺と触れ合うことができる交流と憩いの場となっていました。
- ・杜の都を支え、美しい景観を形成してきた東部地域のみどりは、津波により甚大な被害を受けました。

■ 視点

市民が関わり、育て、支える東部地域のみどり

- ・東日本大震災を機に、仙台のみどりの役割を見つめ直し、復興のシンボルとして市民が関わり、育て、支え続けていくことが重要です。
- ・居久根は農業集落の生活と密接に関わり、松林は人々の暮らしと共に存在していました。人々の暮らしが津波で被害を受けるとともに、時代も変化してきており、改めて市民生活のなかでのみどりとの関わり方を見つめ直しながら取組みを進めていく視点が求められます。

■ 取組みの方向性

① 市民の手で植え育てる仕組みづくり

みどりの再生のために、所有者の負担だけでなく、市民の手で植え育てるための仕組みづくりが大切です。植え、育てるプロセスを共有することで、体験を通じて人々の記憶に刻まれ、経験が語り継がれます。

② みどりへの多様な関わり方の創出

みどりを維持するために、様々な生物の存在や暮らしの知恵があったこと等も共に伝えるなど、市民が多様な関わり方を持ちながら、みどりを活用していくことが求められます。多面的な視点で、楽しみながら関わることで自然への興味や理解を深めることへもつながります。

貞山運河の保全再生と利活用

被害を受けた仙台固有の地域資源を見つめ直し、引き継いでいく取組み

■ 背景

- ・貞山運河は、阿武隈川から旧北上川河口までの仙台湾沿岸に沿って作られた、日本一の長さを誇る運河です。
- ・江戸時代に開削された部分は、仙台城や城下町に木材や米を運ぶために用いられた、仙台城下の繁栄を支えた物流ルートでした。明治時代に全体が完成すると、近代化を支える物流ルートとしての役割を担った重要な歴史的遺産です。
- ・また治水や利水といった機能に加え、水辺の豊かな景観や自然環境を有していました。
- ・貞山運河も東日本大震災による津波での被害を受け、復旧工事による再生が進められています。

■ 視点

沿岸部の歴史・自然・人をつなぐ基軸としての貞山運河の利活用

- ・津波の脅威だけではなく、元々仙台が持つ魅力である沿岸部の歴史、豊かな自然環境、文化を伝える基軸として貞山運河を捉え、市民の知恵を結集しながら、多くの人々が集える形で利活用を進めていく視点が求められます。

■ 取組みの方向性

① 歴史や文化、豊かな自然環境を伝える

津波の脅威だけではなく、伊達政宗公仙台開府の歴史、運河の周りにあった人々の暮らしや思い・生業、そして豊かな自然・生物環境などの貞山運河の魅力も伝えていくことが必要です。そのためには、貞山運河と震災を伝えることのできるガイド役など人材が重要です。

② 多様な参加の仕組みづくり

貞山運河の魅力を伝えるために、スポーツ・レジャー、記憶の継承、美しい景観、豊かな環境など多様な切り口で市民が関わることが大切であり、関わるための仕組みづくりが求められます。

モニュメントの整備と遺構による記憶の継承

震災の記憶を継承する取組み

■ 背景

- ・東日本大震災において、沿岸部では津波により多くの命が奪われました。
- ・仙台平野は、貞観津波、慶長津波など、度重なる大津波に襲われてきた歴史があります。神社や石碑など、先人たちが後世の人間に伝えるべく、残してくれたものがあっても関わらず、私たちは災害対策に活かすことができませんでした。

■ 視点

犠牲者や被災地域を悼むモニュメント整備と、津波の脅威を実感できる遺構の保存

- ・犠牲になられた方々や甚大な被害を受けた地域、災害の脅威を忘れないためにも、伝え続けることが大切です。
- ・被害を受けた場所に、実物があることは、地域の記憶や震災の脅威を伝えることに大きな訴求力を持ちます。
- ・ただ実物を残して終わりとするのではなく、そこに込められた想いも含めて伝え続けることが重要です。
- ・遺構は単体で残すのではなく、地域の歴史、復旧復興の過程、避難方法なども共に伝えながら、東部地域全体として継承していく視点が大切です。

■ 取組みの方向性

① 犠牲者や被災地域を悼む場の整備

手を合わせ悼む場を整備することによって、時を経ても、犠牲になられた方々や失われた地域に想いを寄せることができます。

② 津波の脅威を実感できる遺構の保存

実物があるからこそ、被害の大きさを実感し、事実として受け止めることができます。そして、元々その地域に住んでいた方々の意見を反映させながら、遺構を保存・活用することが、地域の記憶を伝えることにもつながります。

市民力によるアーカイブの整備と利活用

震災の記憶を継承する取組み

■ 背景

- ・東日本大震災においては、仙台市沿岸部、丘陵部、中心部で、一人ひとりがそれぞれの場所で被災し、同じ仙台市内であっても被災の状況は地域ごとに異なるものでした。
- ・阪神・淡路大震災、新潟県中越前大震災が起こった時期に比べ大幅に情報化が進んでおり、被災者自らが撮影した写真などの個人の記録が多く存在します。
- ・特に甚大な被害を受けた地域は、震災前後で状況が大きく変化し、復旧も進んでいきます。被災前や震災当時の様子を知らない世代や域外の方に、被害の甚大さを伝えることは、時が経つにつれ困難となります。

■ 視点

感情や想いも含めた震災アーカイブの整備と、 市民による語り継ぎ・発信の継続

- ・被災した場所や立場、家族環境などにより、被災状況はそれぞれ異なることを明らかにすることが求められます。
- ・我がこととして伝えるためには、震災にまつわる出来事や事実の従来型のアーカイブだけでなく、感情や想いも含めた「記憶のアーカイブ」の整備が大切です。また、甚大な被害を受けた地域の被災前の様子を合わせて伝えることも重要です。
- ・整備の際には、市民自身も関わり個々の記録を共有しながら、公のものにしていく「編集」の作業が求められます。
- ・そして、それらが時代や地域を越えても再生され、その時々の人々に伝わるようにしていく視点が求められます。

■ 取組みの方向性

① 市民一人ひとりの想いも含めた記憶のアーカイブ

被災前の様子、震災による被災状況、復旧・復興のプロセスなどを、そこに含まれる感情や想いも含めながら、収集・記録・整理・編集・保存し、そして活用できるアーカイブを整備することが求められます。また、風化を防いでいくためにも資料の収集や編集に市民が関わる機会をつくることが重要です。

② 震災の経験を伝え続けるための拠点

収集・記録・整理・編集・保存の継続性を担保するために拠点が必要です。

③ 様々な手法での伝え方

震災遺物を保存・展示することや絵本や絵、小説などのフィクションを震災記録としてアーカイブすることも、様々な人に震災の記憶を届けるためにも必要です。

■ 背景

- ・震災直後、身近な人とのつながりや国内外からのたくさんの支援、また自らが行うまたは他者が行う、文化・芸術の取組み（スポーツ・祭り・音楽・アートなど）の力が、沈んでいた私たちの心に勇気を与えてくれました。
- ・犠牲者への祈りと鎮魂の気持ちを込めて、慰霊祭などの取組みも各地で行われています。

■ 視点

祈りと鎮魂を込めた復興のシンボルとしての 文化・芸術の力を復興の力に

- ・時を経ても、犠牲者への祈りと鎮魂の気持ち、支援への感謝を忘れずに、震災への想いを継承していくことが重要です。
- ・震災時に励まされた気持ちを想起させ、また、自らの心を奮い立たせ癒す力を持つ、文化・芸術の力を、復興の推進力としてつなげていくことが求められます。

■ 取組みの方向性

① 文化・芸術による取組みの推進

震災を契機にその意義が見つめ直され、もしくは新たに始まった祭りや催事、沈んだ気持ちを浮き上がらせる力となったスポーツ、音楽や芸術による表現活動などを大切にしていくことが必要です。

② 文化・芸術による取組みを将来につなげるための拠点

文化・芸術の力を将来へつなげるとともに、その力が仙台の街の活力となるよう、さらには東北全体の復興にも波及するよう、復興のシンボルとなる拠点が必要です。

■ 背景

- ・津波被災に関して、先人の知見の蓄積があったにも関わらず、現代の私達は受け止められていませんでした。この東日本大震災を機にその反省に立つ必要があります。
- ・また、震災以降、歴史的視点、科学的視点から、被災地に関する様々な調査が行われ、今回の震災を機に、被災地域が見つめ直されています。

■ 視点

自らが判断し行動する力をつけるための、 総合的な学びの機会の創出

- ・災害発生時には、一人ひとり自ら判断し行動する力が求められます。
- ・歴史的・科学的視点を得ながら、自然現象や災害を受ける背景を学び、理解を深めたり五感を通じた日常的な体験をしていることが、一人ひとりの有事の行動につながると考えます。
- ・市民自身が自然現象や災害について知り学ぶことができる仕組みや環境が求められます。
- ・また防災、減災につなげるためには、身近な地域のなかで考えるなど自分の生活に密着したなかで、防災意識を持つことが大切です。

■ 取組みの方向性

① 自然現象や災害を自らが知り学ぶことのできる仕組みづくり

市民が、被災地域に実際に足を運びフィールドワークが行える仕組みとともに、その被災を受けた事実を知り学ぶことができる情報や、専門家の知見に触れることができる学びの機会があることが大切です。

また、市民が、自分が住む地域の震災時の状況や、仙台の街の成り立ちも含めたこれまでの被災の経験を知ることができる仕組みが求められます。

② 人材の育成

知り学ぶ際には、情報を取得できる環境をつくるだけでなく、そこに人と関わりがあることが、私たちの新たな気づきや思考の深化を促します。そのような環境をつくるために、自分の体験を語り継ぐことができる語り部や、それをつなぐ役割となるコーディネーターやガイドなどの人材育成、人材のデータバンクなどが求められます。

③ 3月11日の過ごし方

毎年3月11日は、仙台市民が東日本大震災に想いを馳せる日とし、東日本大震災を考える取組みを継続して実施していくことが、市民の震災への意識を深化、展開させるためにも重要となります。

2-2 中心部・沿岸部、2拠点での展開

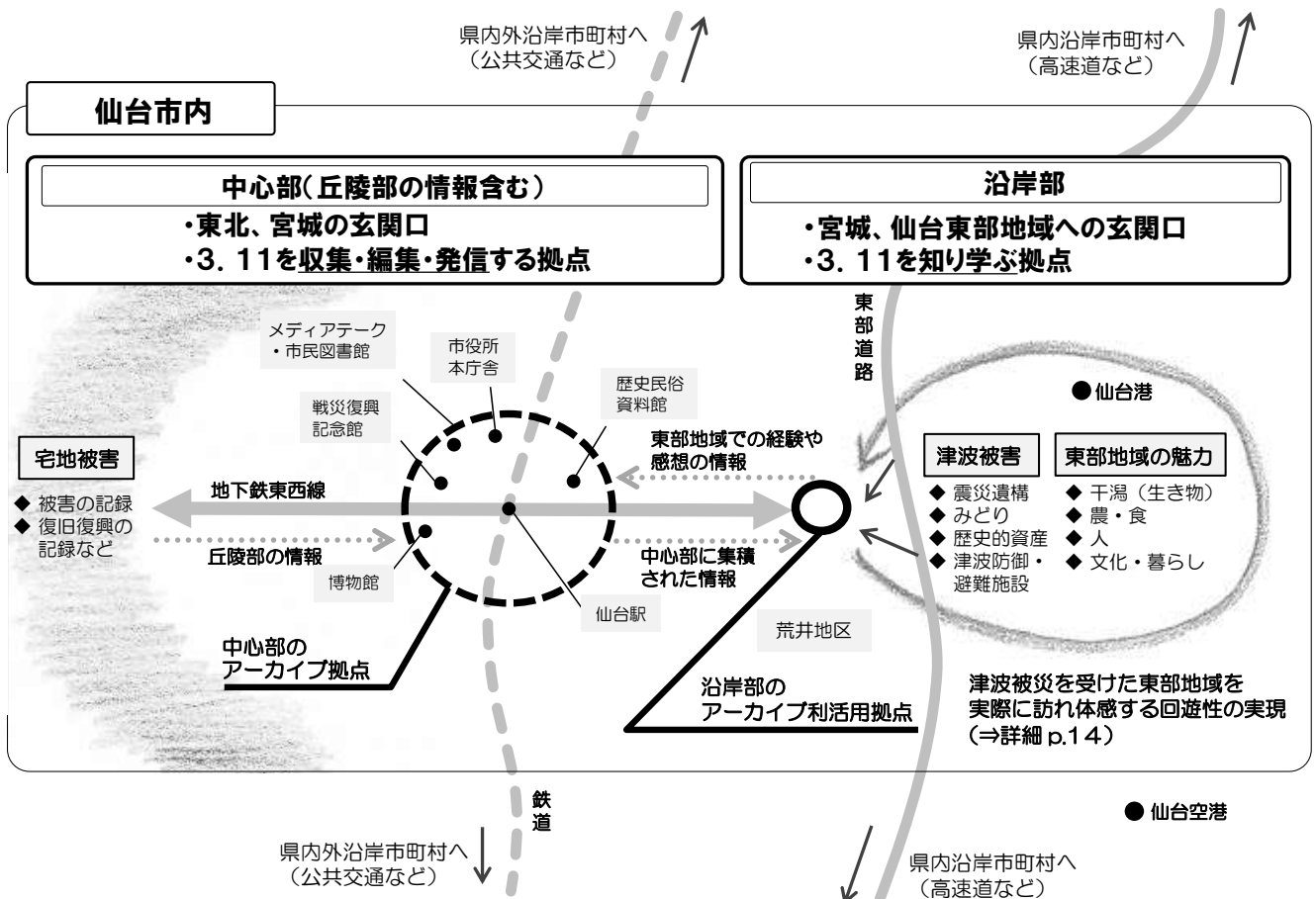
■ 視点

震災経験継承の玄関口となる拠点の整備

- ・これまで掲げてきた各テーマを有機的につなぎ、後世や域外の方々に伝えていくためには拠点が重要です。
- ・その際には、被災の跡が見えなくなった中心市街地と、津波による被災の跡が残る東部地域という、近いながらも被災状況に違いのある二つの地域を線で結び、相互に関連させながら震災の経験を伝えることが重要です。
- ・また、東北の中心都市として、東北各地、宮城県沿岸部への訪問につなげる玄関口の役割を果たすことも求められます。

■ 中心部と沿岸部拠点の役割分担

- ・中心部の拠点は、市民一人ひとりの震災体験、津波被災・宅地被災の状況、中心部で長期化した不自由な生活の様子などを、そこに込められた想いも含め収集・編集し、発信する場とすることが重要です。
- ・沿岸部の拠点は、津波被災を受けた現地を訪れ、震災の経験を知り学ぶ沿岸部回遊の出発点と考えることが大切です。



■ 拠点に求められる機能

中心部の拠点

● 震災記録と記憶の収集・編集の継続

東日本大震災の経験を後世にわたり伝える土台となる、震災前～震災時～復旧・復興過程を示す写真・紙資料などの一次資料、まとめられた書籍や冊子などの二次資料などを収集し、またそれを長期的な視点で整理・保管していくことが重要です。また、市民自らが編集に関わることで震災の風化を防ぐ効果も期待できます。

● 震災体験を語る場

震災の風化を防ぎ、次の世代に伝えていくためには、市民一人ひとりが持つ記憶を語る機会をつくる必要があります。

● 東日本大震災の全体像がわかる展示

東北の玄関口であり交通便利性の高い仙台市中心部の拠点には、沿岸部や東北被災3県をまわることのできない訪問者や震災を経験していない将来の仙台市民が、東日本大震災全体の状況を知ることができる展示が必要です。

また、仙台市内の沿岸部、中心部での被災の経験とともに、丘陵部の地滑り被害等の状況や復旧の過程を発信していくことも、東日本大震災だけでなく、宮城県沖地震においても多くの宅地被害を経験した仙台市の重要な役割の一つと考えます。

<中心部のアーカイブ機能例>

- 写真、映像、遺物、パネル等展示
- 資料（震災関係公文書含む）の収集、記録、整理、保存、閲覧
- 丘陵部の被害状況の展示
- 東北全体の展示（情報発信）
- 自治体の災害対応の教訓の発信
- 多言語での発信
- Web 上での発信
- 市民参加型の編集と語る場

沿岸部の拠点(詳細 P.14)

● 東部地域をまわるための展示

甚大な津波被災を受けた東部地域では、現地を訪れ、回遊し、直接経験することが重要です。そのため、回遊にあたって必要な東日本大震災や東部地域の基本情報を、仙台市内外の来訪者が受け取ることのできる展示が必要です。

また、被災した方々が自ら足を運ぶことのできるように、移転を余儀なくされた各地域の歴史を含めた東部地域の被災前の暮らしの様子や魅力などを展示していくことも必要です。

● 東部地域回遊の仕組みづくり

回遊の実現には、移動手段や、現地で何を知り、何を学ぶことができるのかがわかるツール、足を運びやすい参加の仕組みなどが必要です。

現地では津波被災の甚大さや復旧・復興の過程はもちろん、東部地域の魅力（人や自然環境、歴史、農・食、地域文化など）にも出会える仕掛けがあることが、長期的に人々が東部地域を訪れるために重要と考えます。

● 人の想いも含めた伝え方につながる活動

市民一人ひとりが、想いを重ねながら震災の経験を伝えていくことが必要です。また、東部地域を訪れる方々に対して、震災や、地域に対する人々の想いを伝えることも重要です。来訪者が東部地域の回遊で「人」の魅力に出会うためにも、震災を伝えることのできる市民を育てることが望まれます。

<沿岸部のアーカイブ機能例>

- 写真、映像、遺物、パネル等展示
- 回遊するための仕組み
(移動手段提供や、津波避難案内情報提供、マップ、ツアーなど)
- 人の想いも含めた伝え方につながる活動を実施する拠点機能

■ 中心部拠点と沿岸部拠点の連携

- ・ 後世や域外の方々に震災の経験を伝えていくためには、2つの拠点がソフト面で連携することが効果的だと考えます。例えば、中心部で収集された資料や記録などを沿岸部の拠点で見ることができ、東部地域を訪れた人々の記録や感想などが中心部でアーカイブされる、中心部の拠点でのシンポジウムと現地視察を組み合わせたイベントの開催などが考えられます。

■ 仙台市東部地域での回遊性の実現により可能となる経験

東部地域での経験（長期イメージ）【p.14 としてA 3 資料差し込み】

2-3 協働による事業推進

■ 視点

仙台市民の知恵や想いを結集しての事業推進

- ・これまで掲げた事業を実現するためには、仙台市民の知恵や想いを結集することが不可欠です。
- ・市民、地域団体、NPO、企業、学術機関、行政など多様な主体による協働体制を整え、それを未来へつなぐ継続的な力とし、事業を推進していくことが求められます。

■ 必要とされる取組み

① 仙台市としての推進体制の必要性

事業主体が多岐に渡るメモリアル事業を、市民の知恵や想いを結集しながら将来にわたり永続的に進めていくために、行政が推進する体制を整えることが不可欠です。

② 協働のあり方

行政のみならず多様な主体が協働で取り組んでいくことが、事業を継続する力となります。

③ 継続的な情報発信

多様な主体による取組みを絶えず積極的に発信することで、取組みが未来につながります。

※第9回委員会で議論を深めたいと考えている箇所

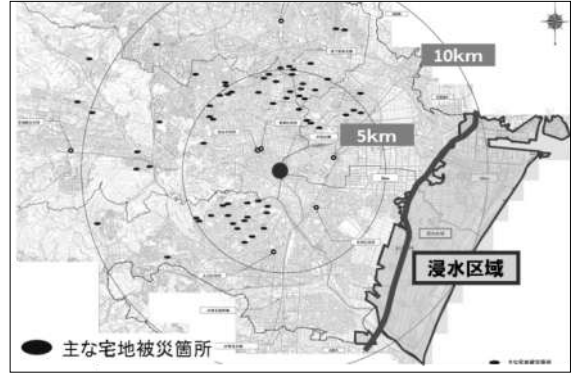
(現在の記載は9月委員訪問時に、推進体制について意見いただいた内容を掲載しています。)

【参考資料】

■ 東日本大震災の被害状況等について（注意：記載内容については仮置き）

1. 地震の概要

地震名：平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震
 発生日時：平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分
 震央地名：三陸沖（北緯 38.1 度、東経 142.5 度）
 規模：マグニチュード 9.0 最大震度：震度 7（宮城県北部）
 市内震度：震度 6 強 宮城野区、6 弱 青葉区・若林区・泉区、5 強 太白区
 津波の高さ：仙台港 7.2m（推定値）
 ※ 最大余震：4 月 7 日 23 時 32 分 マグニチュード 7.2 宮城県沖
 震度 6 強 宮城野区、6 弱 青葉区・若林区、5 強 泉区、5 弱 太白区



2. 仙台市の被害状況

(1) 仙台市における被害の特徴

- ・丘陵部地域における宅地被害
 （丘陵部宅地における地滑り、地割れ、造成法面・擁壁等の損壊）
- ・東部沿岸地域における津波被害
 （人的被害、建物被害、農地浸水、下水道・ガス施設等の損壊等）

< 宅地被害（青葉区折立） >



< 南蒲生浄化センター（宮城野区蒲生） >



< 沿岸部の津波被害（宮城野区岡田） >



(2) 被害の概要

- ・人的被害 死者：914 名 行方不明者：30 名 負傷者：2,275 名（平成 26 年 6 月 30 日時点）
- ・建物被害 全壊：30,034 棟 大規模半壊：27,016 棟 半壊：82,593 棟 一部損壊：116,046 棟（平成 25 年 9 月 22 日時点）
- ・宅地被害 地震による被害の程度が「危険」または「要注意」と確認された宅地：5,728 宅地
- ・津波浸水 浸水により被害を受けた世帯：8,110 世帯（うち農家 1,160 世帯）
 浸水面積：約 4,500ha（うち農地約 1,800ha）
- ・市内被害額 推計額 約 1 兆 3,684 億円（平成 24 年 1 月 29 日時点）

(3) 避難状況・復旧状況

- ・避難状況 最大避難者数：105,947 人 最大避難所数：288 箇所 避難所開設期間：平成 23 年 3 月 11 日～7 月 31 日
- ・ライフライン 電気 最大被害：約 841,000 戸 全域復旧：平成 23 年 5 月 7 日
 水道 最大被害：約 230,000 戸 全域復旧：平成 23 年 3 月 29 日
 ガス 最大被害：約 359,000 戸 全域復旧：平成 23 年 4 月 16 日
- ・応急仮設住宅 プレハブ仮設団地数：19 団地 整備戸数：1,523 戸
- ・震災がれき 推計量：137 万 t 処理完了：平成 26 年 3 月

3. 仙台市震災復興計画

計画期間：平成 23 年度～27 年度（5 か年）



100 万人の復興プロジェクト

- 1 「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト
- 2 「安全な住まいの土台をつくる」市街地宅地再建プロジェクト
- 3 「一人ひとりの暮らしを支える」生活復興プロジェクト
- 4 「力強く農業を再生する」農と食のフロンティアプロジェクト
- 5 「美しい海辺を復元する」海辺の交流再生プロジェクト



- 6 「教訓を未来に生かす」防災・仙台モデル構築プロジェクト
- 7 「持続的なエネルギー供給を可能にする」省エネ・新エネプロジェクト
- 8 「都市活力や暮らしの質を高める」仙台経済発展プロジェクト
- 9 「都市の能力と復興の姿を発信する」交流促進プロジェクト
- 10 「震災の記憶を後世に伝える」震災メモリアルプロジェクト

4. 主な復興事業の進捗状況

(1) 津波防災・住まい再建

- ・ 県道塩釜巨理線かさ上げ 平成 26 年 3 月着工 平成 30 年度整備完了予定
- ・ 津波避難施設 13 か所整備 平成 26 年 9 月より順次着工 平成 28 年度整備完了予定
- ・ 防災集団移転 13 地区 約 700 宅地整備 平成 26 年度末全地区造成完了予定
- ・ 復興公営住宅 3,200 戸整備 平成 25 年度より順次入居 平成 27 年度整備完了予定

(2) 宅地復旧

- ・ 公共事業による宅地復旧 169 地区施工 平成 26 年度末全地区完了予定

(3) 生活再建

- ・ 生活再建 仮設住宅 12,009 世帯（平成 24 年度末）から 7,605 世帯（平成 26 年 9 月末）へ
- ・ 被災者生活再建プログラム 平成 26 年 3 月策定 住まいの再建・日常生活支援を継続

(4) 農と食のフロンティア

- ・ 農地の復旧と再生 平成 23 年 12 月がれき撤去完了 平成 26 年 4 月除塩作業完了
- ・ ほ場整備 平成 25 年度工事着手 平成 28 年度完了予定

(5) 海辺の交流再生

- ・ 海岸公園 平成 26 年 11 月災害復旧工事着手（予定） 平成 28 年度（一部 29 年度）完了予定

(6) 防災・仙台モデル構築

- ・ 避難所運営マニュアル 平成 25 年度から避難所毎に策定に着手
- ・ 地域防災リーダー養成 平成 25 年度までに 197 名養成（目標 600 名）
- ・ 防災教育 平成 24 年 4 月全校に防災主任配置 平成 25 年 3 月副読本配布

(7) 省エネ・新エネ

- ・ エコモデルタウン 田子西・荒井東復興公営住宅にエネルギーマネジメントに係る設備整備
- ・ 藻類バイオマスプロジェクト 平成 25 年 4 月実証実験開始

(8) 経済発展

- ・ 復興特区 税制の特例に係る計画 4 件認定 180 事業者指定

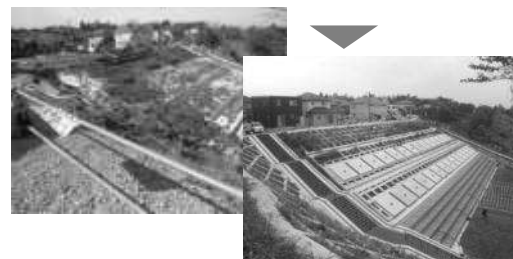
< 集団移転先（田子西） >



< 復興公営住宅（荒井東） >



< 公共事業による宅地復旧（南光台） >



仙台市の主な災害

- 869 年（貞観 11）大地震。津波により約 1,000 人死亡。
- 1611 年（慶長 16）大地震。津波により 1,783 人死亡。
- 1616 年（元和 2）大地震
- 1623 年（元和 9）蔵王山噴火
- 1678 年（延宝 6）大地震
- 1717 年（享保 2）大地震
- 1721 年（享保 6）大雨による大洪水
- 1747 年（延享 4）大風、大雨による洪水
- 1793 年（寛政 5）大地震
- 1812 年（文化 9）大雨大洪水。死者 116 人。
- 1835 年（天保 6）大地震
- 1855 年（安政 2）大地震
- 1861 年（文久 1）大地震
- 1889 年（明治 22）大洪水

- 1896 年（明治 29）明治三陸地震津波（M8.2）
- 1897 年（明治 30）大地震（M7.4）
- 1910 年（明治 43）台風による大雨
- 1923 年（大正 12）（関東大震災）
- 1933 年（昭和 8）昭和三陸地震（M8.1）
- 1936 年（昭和 11）大地震（M7.4~7.7）
- 1947 年（昭和 22）カスリン台風。県内約 3 万戸に被害。
- 1948 年（昭和 23）アイオン台風。市内約 3 千戸に被害。
- 1950 年（昭和 25）台風 11 号による大洪水。市内 5 千戸以上に被害
- 1978 年（昭和 53）宮城県沖地震（M7.4）。県内死者 27 人。
- 1986 年（昭和 61）台風 10 号による大雨。被害住家約 5 千 5 百棟。
- 2003 年（平成 15）大地震（M7.1）
- 2005 年（平成 17）大地震（M7.2）
- 2011 年（平成 23）東日本大震災

参考文献：新防災教育副読本「3・11 から未来へ」仙台市教育委員会

東日本大震災からの復旧・復興の流れ

平成 23 年

- 03.11 東北地方太平洋沖地震発生・津波襲来
災害対策本部設置、避難所開設（3/14 最大 288 箇所）
- 03.15 災害ボランティアセンター設置（～8/10）
- 03.24 津波による浸水粗大ごみ等収集開始
- 03.28 プレハブ仮設住宅建設開始（あすと長町 38 街区）
- 03.28 南浦生浄化センター し尿の簡易処理開始
- 04.01 仙台市震災復興基本方針公表
- 04.05 仙台東部地区農業災害復興連絡会設置
- 04.07 最大余震（震度 6 強）
- 04.11 応急仮設住宅申込受付開始
- 04.22 宅地内のがれき等の撤去開始（7 月末までに概ね完了）
- 05.01 震災復興本部設置
- 05.21 復興座談会開催（～5/29 6 回開催）
- 05.23 損壊家屋等の解体撤去受付開始
- 05.30 仙台市震災復興ビジョン策定
- 05.31 復興公営住宅整備方針公表
- 06.01 仮設住宅での「安心見守り協働事業」開始
- 06.12 復興まちづくり意見交換会開催（～6/26 7 回開催）
- 06.15 プレハブ応急仮設住宅全戸完成
- 07.01 農地内のがれき等の撤去開始（12 月末までに概ね完了）
- 07.11 東日本大震災慰霊祭開催
- 07.16 東北六魂祭開催
- 07.31 市内の避難所閉鎖
- 08.11 復興支援「EGAO せんだい」サポートステーション設置
- 08.22 ブロック崩壊・撤去受付開始
- 09.20 仙台市震災復興計画（中間案）策定
- 10.01 仮設焼却炉によるがれき焼却処理開始
- 10.08 仙台市震災復興計画中間案説明会開始（～10/16 7 回開催）
- 10.28 「復興定郵便」による情報提供開始
- 11.05 津波浸水シミュレーション等に関する説明会開催（～11/6）
- 11.09 仙台東部地区におけるほ場整備事業説明会開始
- 11.10 震災復興地域かわら版「みらいん」発行開始
- 11.30 仙台市震災復興計画策定
- 12.01 地域支えあいセンター事業開始
- 12 液化天然ガス（LNG）による都市ガス供給再開
- 12.16 災害危険区域指定（仙台市東部）
- 12.17 防災集団移転説明会・宅地被害住民説明会開始
- 12.28 震災がれき撤去完了（農地）
- 12.28 防災集団移転促進事業等に関する意向調査実施（～2/5）

平成 24 年

- 01.10 被災宅地の復旧にかかる相談窓口開設
- 01.16 防災集団移転促進事業等に関する個別相談を実施（～2/5）
- 01.30 東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度創設・受付開始
- 03.11 東日本大震災仙台市追悼式開催
- 03.23 「東日本大震災 1 年の記録～ともに、前へ 仙台～」発行
- 04.01 復興事業局設置
- 05.28 防災集団移転促進事業に係る復興まちづくり助成事業受付開始
- 06.05 東部地域の住宅宅地再建支援制度受付開始
- 06.15 防災集団移転事業（東部）に係る事業計画 国交大臣同意取得
- 07.17 蒲生北部地区の再整備を土地区画整理事業で進める方針を決定
- 09.01 応急仮設住宅の単身高齢者等を対象に緊急通報サービス開始
- 09.10 災害危険区域指定（緑ヶ丘 4 丁目）
- 10 復興まちづくり通信発行開始（3 か月に 1 回程度発行）
- 10.10 県道塩釜巨理線等かさ上げ道路事業着手
- 11.11 荒井公共区画整理地区の宅地申込受付開始
- 12.21 防災集団移転事業（緑ヶ丘）に係る事業計画 国交大臣同意取得

平成 25 年

- 03.11 東日本大震災仙台市追悼式開催
- 03.11 「震災記録誌～発災から 1 年間の活動記録～」を発刊
- 03.15 災害危険区域指定（松森陣ヶ原）
- 03.18 防災集団移転事業（松森）に係る事業計画 国交大臣同意取得
- 03 仙台市地域防災計画（共通編、地震津波対策編）改定
- 05.01 仙台市宅地造成履歴等情報マップ閲覧開始
- 06.06 復興公営住宅入居者募集方針（詳細）決定
- 08 津波浸水区域の住宅再建にかかる支援制度開始（区域拡大）
- 09.29 震災廃棄物（リサイクル困難な可燃物）の焼却処理完了
- 12 震災廃棄物 処理完了

平成 26 年

- 02 津波浸水区域の支援制度拡充（建替えへの直接補助等）
- 03.11 東日本大震災仙台市追悼式開催
- 03.16 県道塩釜巨理線かさ上げ着工（起工式）
- 03.31 被災者生活再建推進プログラム策定
- 04 復興公営住宅等入居支援金制度開始
- 05.10 防災集団移転事業にかかる集団移転先 7 地区の宅地申込受付開始
- 07.10 復興公営住宅 36 住宅 2,447 戸の入居申込受付開始

■ 仙台市震災復興メモリアル等検討委員会 委員名簿 (敬称略)

阿部 重樹	東北学院大学経済学部共生社会経済学科教授
稲葉 雅子	株式会社ゆいネット代表取締役
大草 芳江	有限会社 FIELD AND NETWORK 取締役
大滝 精一	東北大学大学院経済学研究科教授
木村 彩香	東北学院大学教養学部
(平成25年度のみ)	
佐藤 正実	特定非営利活動法人 20世紀アーカイブ仙台 副理事長
高橋 あゆみ	一般社団法人ワカツク(平成25年度) / 福島大学教務課ふくしま未来学推進室事務局職員(平成26年度)
高橋 悦子	特定非営利活動法人冒険あそび場せんだい・みやぎネットワーク理事
西大立目 祥子	青空編集室代表
○増田 聡	東北大学大学院経済学研究科教授
間庭 洋	仙台商工会議所専務理事
◎宮原 育子	宮城大学事業構想学部事業計画学科教授
村上 タカシ	宮城教育大学准教授
本江 正茂	東北大学大学院工学研究科准教授
渡邊 浩文	東北工業大学工学部教授
◎ 委員長	○ 副委員長

(参考) 仙台市震災復興メモリアル等検討委員会設置要綱

(平成25年6月14日市長決裁)

(設置)

第1条 仙台市震災復興計画に定める震災メモリアルプロジェクト、海辺の交流再生プロジェクト等に関し、有識者等による意見交換を行い、その成果を震災復興に関する施策に反映させることを目的として、仙台市震災復興メモリアル等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会の検討事項は、次のとおりとする。
- (1) 震災メモリアルプロジェクトに関すること
 - (2) 海辺の交流再生プロジェクトに関すること
 - (3) 前二号に掲げる事項に関連する施策に関すること

(組織)

- 第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
 - (2) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、1年とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって、これを定める。
 - 3 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
 - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 委員長は、必要に応じ、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、復興事業局震災復興室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から実施する。

■ 仙台市震災復興メモリアル等検討委員会 開催日程（編集中）

平成 25 年度

- **第 1 回委員会 平成 25 年 7 月 2 日**
 - ① これまでの震災復興メモリアルに関する取り組み状況について
- **第 2 回委員会 平成 25 年 9 月 24 日**
 - ① 東部地域における緑の復興について
 - ② 歴史的資産としての貞山運河の利活用について
- **第 3 回委員会 平成 25 年 11 月 5 日**
 - ① 震災アーカイブの利活用について
 - ② 震災遺構の保存、モニュメント整備の検討状況について

※せんだいメディアテークで開催し、検討委員会と併せて基調講演やパネル展などを開催
- **第 4 回委員会 平成 25 年 12 月 20 日**
 - ① 歴史的資産としての貞山運河の利活用について
 - ② 今後の 3. 11 のあり方・過ごし方について

※議題①については、宮城県河川課にも会議に出席いただき、議論を行った
- **第 5 回委員会 平成 26 年 2 月 3 日**
 - ① 東部地域における緑の復興について
 - ② 震災アーカイブの利活用について
 - ③ 国連防災世界会議について
- **第 6 回委員会 平成 26 年 3 月 24 日**
 - ① 東部沿岸地域視察を踏まえた意見交換について

平成 26 年度

- **第 7 回委員会 平成 26 年 7 月 14 日**
 - ① 本年度の委員会について
 - ② 震災復興メモリアル全体の基本理念について
 - ③ 震災アーカイブの利活用拠点について
- **第 8 回委員会 平成 26 年 8 月 26 日**
 - ① 委員会での議論から浮かび上がった検討テーマについて
 - ② 東部地域における回遊性の実現について
- **第 9 回委員会 平成 26 年 11 月 18 日**
 - ① 仙台市震災復興メモリアル等検討委員会報告書（案）について
- **第 10 回委員会**
 - ①
 - ②



● 第 3 回委員会概要（せんだいメディアテークにて開催）（編集中）

- ・日時 平成 25 年 11 月 5 日（火）17:30～20:00
- ・会場 せんだいメディアテーク 1 階オープンスクエア

<基調講演>

災害遺構の保存に向けて—災害伝承を考える—
講師：（社）減災・復興支援機構 木村 拓郎先生

（木村先生講演概要）

- ・「3.11 震災伝承研究会」における震災遺構保存に向けた活動報告
- ・震災遺構保存の意義（4 つの視点）毎に関連する事例紹介
- ・保存による効果（「被災地」としての証、減災対策の強化と促進、地域復興の促進）
- ・災害別全国事例紹介
- ・保存に向けての課題（地元の合意形成、仮保存対象物の選定、公的制度の創設など）

（会場の声）

- ・現地に住んでいたが、悲しみだけを伝えていく事が全てではないと思っている。笑顔が溢れる場所に戻ってほしい。行政と一緒に思いや祈りのあるまちにしていくことを強く望む。
- ・小中学校と研究機関との連携、学校図書館へのアーカイブ集約など子ども達に伝えていく方法を検討していく必要がある。

<同時開催 展示概要> 「震災復興パネル展～伝えよう 震災の記憶～」



「仙台市震災復興メモリアル等検討委員会報告書（案）
～東日本大震災の経験を未来へ、世界へ、つなぐ提言～」
2014年12月発行

発行 仙台市震災復興メモリアル等検討委員会
編集・事務局 仙台市復興事業局震災復興室
〒980-8671
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
Tel : 022-214-8584